

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに陳述書の提出が必要となりました。

○入札書ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書には、個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。

○不適法な入札が増えています。陳述書下部の「注意」をよく読んでください。

（例）・陳述書の「☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は（略）暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。」欄は、入札者が他人から資金の提供を受けて入札する場合などにチェックするものですので、そのような者がいない場合は、チェックしないでください。

・陳述書や陳述書別紙のフリガナも必ず記載してください。

○宅地建物取引業者の場合、宅地建物取引業者免許証（有効期限内のもの）の写しを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 9月17日
京都地方裁判所第5民事部
裁判所書記官 三 河 浩 二

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年10月 2日から 令和 7年10月 9日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7年10月16日 午前 9時30分 京都地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 7年10月30日 午後 1時00分 京都地方裁判所第5民事部
特別売却 実施期間	令和 7年10月24日 午前10時00分から 令和 7年10月24日 午前11時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に買受申出保証額を振り込んだ旨の 金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規 則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付 した買受適格証明書を有する者又は買受けについて農地法上の許 可若しくは届出を必要としない者に限り、買受申出をすることが できます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 9月17日から当庁2階の物件明細閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	2,980,000 2,384,000	一括	596,000	13,623	4,607
1	30,000				
2	1,100,000				
3	1,850,000				



物件目録

- 1 所 在 京都市左京区一乗寺宮ノ東町

地 番 38番9

地 目 宅地

地 積 45.49平方メートル

共有者 A 持分7分の1

- 2 所 在 京都市左京区一乗寺宮ノ東町

地 番 38番11

地 目 宅地

地 積 38.33平方メートル

所有者 A

- ### 3 (一棟の建物の表示)

所 在 京都市左京区一乗寺宮ノ東町 38番地10、38番地11、38番地12、38番地13、38番地14、38番地15、38番地16

構造 軽量鉄骨造スレート葺2階建

床面積 1階 165.04平方メートル
2階 153.70平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 宮ノ東町 38番11

種 類 居宅

構造 軽量鉄骨造スレート葺2階建

床面積 1階 23.80平方メートル



物 件 目 録

2階 22.36平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約33.30平方メートル
2階 約22.36平方メートル

所有者 A



物 件 明 細 書

令和 7年 7月22日

京都地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 三 河 浩 二

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

Bが占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



11

物 件 目 録

1 所 在 京都市左京区一乗寺宮ノ東町

地 番 38番9

地 目 宅地

地 積 45.49平方メートル

共有者 A 持分7分の1

2 所 在 京都市左京区一乗寺宮ノ東町

地 番 38番11

地 目 宅地

地 積 38.33平方メートル

所有者 A

3 (一棟の建物の表示)

所 在 京都市左京区一乗寺宮ノ東町 38番地10、38番地11、38番地12、38番地13、38番地14、38番地15、38番地16

構 造 軽量鉄骨造スレート葺2階建

床 面 積 1階 165.04平方メートル
2階 153.70平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 宮ノ東町 38番11

種 類 居宅

構 造 軽量鉄骨造スレート葺2階建

床 面 積 1階 23.80平方メートル



物 件 目 録

2階 22.36平方メートル

(現況)

床 面 積	1階 約33.30平方メートル
	2階 約22.36平方メートル

所有者 A



令和7年（ヌ）第24号
令和7年6月 6日受理
令和7年7月18日提出

現況調査報告書

京都地方裁判所

執行官 東 畑 哲

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 京都市左京区一乗寺宮ノ東町

地 番 38番9

地 目 宅地

地 積 45.49平方メートル

共有者 A 持分7分の1

2 所 在 京都市左京区一乗寺宮ノ東町

地 番 38番11

地 目 宅地

地 積 38.33平方メートル

所有者 A

3 (一棟の建物の表示)

所 在 京都市左京区一乗寺宮ノ東町 38番地10、38番地11、38番地12、38番地13、38番地14、38番地15、38番地16

構 造 軽量鉄骨造スレート葺2階建

床 面 積 1階 165.04平方メートル
2階 153.70平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 宮ノ東町 38番11

種 類 居宅

構 造 軽量鉄骨造スレート葺2階建

床 面 積 1階 23.80平方メートル



物 件 目 録

2階 22.36平方メートル

所有者 A



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件 1、2		
現況地目	☒ 宅地(物件 1、2) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり(物件 1、2) ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が、物件 2 の土地に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☒ 物件 1 の土地については、通路として使用されている。		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他	☒ 「その他の事項」のとおり		
建物	物件 3		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類 ☐ 構造 ☒ 床面積 1 階 現況約 33.30㎡		
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類: ☐ ある { 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他	☒ 「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 ☐ ある 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件3関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ■B	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☒ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■A (所有者))の陳述／ ☐ 提示文書()の要旨			
占有権原		☐ 賃借権 ■使用借権 ☐	
占有開始時期		不明	
最初の	契約日	不明	
契約等	期間	不明	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の	期間	不明	
契約等	貸主	■所有者 ☐ その他の者()	
当事者	借主	■占有者 ☐ その他の者()	
賃料・支払時期等		毎月金 円 (毎月 日迄 月分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		■ない ☐ ある(☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他		☐ 「その他の事項」のとおり	
執行官の意見		■上記のとおり ☐ 下記のとおり ■「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

目的物件の状況

1 別添写真のとおり

2 本件土地の状況

(1) 物件2の土地は南側で通路（建築基準法上の非道路）と接している。この通路は、物件1の土地と南側隣地（38番8の土地）と一体となり、幅員約3mの通路敷（近隣住民のための共用通路敷）を構成している。

(2) 現地概測の結果、本件各土地の形状等は地積測量図と概ね符合した。

3 本件建物の状況

(1) 本件建物は7連棟の中間棟である。

(2) 玄関に債務者の表札がある。

(3) 登記地積を基にすると本件建物は建ぺい率、容積率を超過している。

(4) 室内で小型犬1匹と猫1匹を飼育している。

(5) 連棟の中間棟であること、接道状況等から、本件建物単独での建替えは困難である。

(6) 本件建物を概測した結果、1階部分に増築部分（約9.5㎡）があり、形状は建物見取図のとおりである。

(関係人の陳述等用)

関 係 人 の 陳 述 等

陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■ A（債務者）	1 私は本件建物には住んでいません。 2 本件建物には息子であるBとその家族が住んでいます。 3 Bからは本件建物の家賃等は受け取っていませんし、私とBとの間で契約書は作成していません。

(執行官の意見用)

執 行 官 の 意 見

- 1 本件各物件の状況は、地積測量図、建物図面（各階平面図）、建物見取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 立入調査の結果及び関係人の陳述等から、Bが本件建物を居宅として使用していることが認められ、その占有権原は使用借権と考える。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年6月10日 11:30-11:40	物件所在地	所在調査, 写真撮影, 占有確認
7年6月23日	当庁	A (債務者) 宛照会文書送付
7年7月9日 10:00-10:30	物件所在地	立入調査, 写真撮影
7年7月10日 16:00-16:10	京都市役所	住民票取得

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて、建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	京都市左京区一乗寺呂ノ東町			地番	38番11	
出力縮	縮尺不明	精度 区分	位置 番号 記号	分類	地区標準寸法図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成 年月日	備考 年月日 (原図)			備考 年月日 (原図)		備考 年月日 (原図)	備考 年月日 (原図)

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(京都地方法務局管轄)

令和7年1月27日

横浜地方法務局神奈川出張所

登記官

請求番号：34-1

(1/1)

写真撮影位置方向

登記年月日：昭和48年12月7日

715370

家屋番号 岡町30番11

建物の所在 京都市花街一帯事務所 38-10, 38-11, 38-12, 38-13, 38-14, 38-15, 38-16

建築物階平面図

作製年月日
昭和四十八年 築寫検査局

作製者

申請人



2階平面図

1階平面図



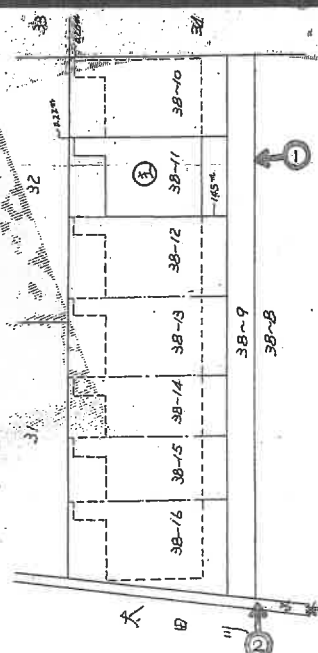
$$520 \times 430 = 22,360$$

$$180 \times 980 = 1,4400$$

床面積 23,800

$$520 \times 430 = 22,360$$

床面積 22,360



建築物図面

縮尺 1/200 1/500

これは図面に記録されている内容を証明した書面である

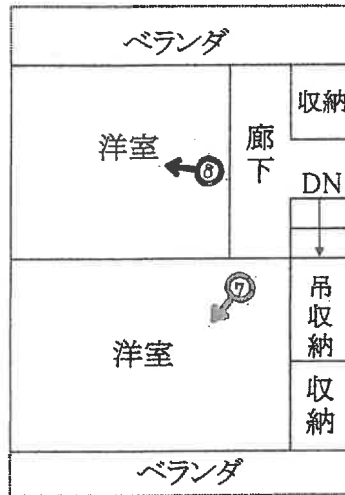
(京都地方事務所管轄)

令和7年1月27日

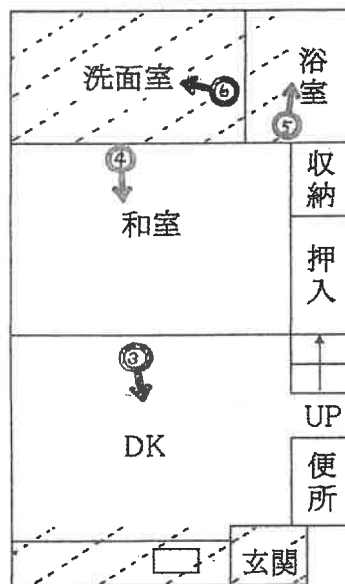
横浜地方事務所海老川出張所

登記官

↑ 写真撮影位置方向



2階



1階

1階増築部分約9.5㎡





2



3



4



5



6



7



8

令和 7 年 (又) 第 24 号
令和 7 年 7 月 9 日 現 地 調 査
令和 7 年 7 月 10 日 評 価

京都地方裁判所 御中

評 価 書

評 価 人 不動産鑑定士
栗田口定大

第1 評価額

一 括 価 格			
金		2,980,000	円
内 訳 価 格			
物件1（土地）	金	30,000	円
物件2（土地）	金	1,100,000	円
物件3（建物）	金	1,850,000	円

- 1 一括価格は、物件1乃至3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は通路敷としての持分価格である。物件2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地積	「物件目録記載のとおり」	「同 左」
2	所在地 地積	「物件目録記載のとおり」	「同 左」
3	(一棟の建物の表示) 所在 構造 床面積 (専有部分の建物の表示) 家屋番号 種類 構造 床面積	「物件目録記載のとおり」	「以下を除き同左」 (1階増築約9.5㎡あり) 1階 約 33.30 ㎡ 2階 22.36 ㎡ 延床面積 約 55.66 ㎡
番号	特 記 事 項		
	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件 1、2)

位 置 ・ 交 通	叡山電鉄叡山本線「一乗寺」駅の北東方・道路距離約 500 m (付属資料「目的物件の位置図」参照)	
付 近 の 状 況	小規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない 一般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 50 % 80 % --- 10 m 高度地区 山並み背景型 建造物修景地区 遠景デザイン保全区域 敷地面積の最低限度100m ²
画 地 条 件	(物件1) 東西 約30 m、南北約 1.5 mの 带状地 (物件2) 間口 約4.2 m、奥行約 8.7 mの 長方形地 第 4 図のとおり	
接面道路の状況	・物件1土地は、南側隣地(38番8)と一体になり、幅員約3mの通路敷(近隣住民のための共用通路敷であり、建築基準法の非道路)を構成している。当該通路敷は西側にて幅約4mの普通河川・第二太田川を介し(コンクリート架橋が設置されている)、幅員約5.6mの市道(建築基準法第42条第1項第1号の道路)に連絡している。架橋部分は河川法に基づく占用許可が取得されているとのことであるが詳細は非開示(京都市・道路河川管理課聴取)。東側は行止りとなっている。 ・物件2土地は南側にて当該通路敷にほぼ等高に接する。	
土地の利用状況等	現況調査報告書記載のとおり	
供 給 処 理 施 設	上 水 道: あり ガス配管: 不明(特記事項のとおり) 下 水 道: あり (注)供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面通路敷に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面通路敷に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特 記 事 項	・物件1土地は現況通路敷、物件2土地は物件3建物の敷地として利用されている。 ・物件2土地の東西の境界は判然としておらず、凡そ敷地境界と目される範囲にて上記間口を概測した。 ・ガスNAVIくん(大阪ガスネットワーク㈱)によると、西方の市道に都市ガスの埋設管が存する。なお、物件2土地は前面通路敷に私設管を配して西方の市道から都市ガスを引き込んでいるものと推定されるが不明。	

2 建物の概況及び利用状況 (物件 3)

区 分	専有部分の建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）： 昭和48年9月3日 新築 経 過 年 数 ： 約 51 年 経済的残存耐用年数 ： 経済的耐用年数はほぼ満了している。
仕 様	構 造 ： 軽量鉄骨造2階建 屋 根 ： スレート葺 外 壁 ： 吹付等 内 壁 ： 塗壁、板等 天 井 ： 板、クロス等 床 ： フローリング、畳等 設 備 ： 電気、ガス、給排水設備 そ の 他 ： 特記すべきものはない
床面積(現況)	第3項目の物件欄記載のとおり
現 況 用 途 等	現況用途： 居宅 間 取 り： (付属資料「建物見取図」参照)
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特 記 事 項	・目的建物は7連棟の中間棟である。 ・一棟の建物(長屋)として建築確認は受けているが、完了検査はない。 ・目的土地の数量を基にすると、目的建物は建蔽率、容積率を超過している。 ・目的建物について、非飛散性アスベスト含有建材(成形板)等が使用されている可能性を否定できない。なお、アスベストの詳細については専門調査機関による分析調査を要する。 ・連棟の中間棟であること、接道状況等から、目的建物単独での建替えは困難と見受けられる。 ・室内で小型犬1匹、猫1匹が飼育されている。

第5 評価額算出の過程

1 積算価格の試算

[1] 基礎となる価格

(1) 建付地等価格（物件1、2）

目的土地の建付地等価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	持分 エ	建付減価 オ	建付地等価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ×オ
1	231,000	0.05	45.49	1/7	---	80,000
2	231,000	0.90	38.33	---	0.90	7,170,000
計						7,250,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 京都左京 -27

公示価格(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $254,000 \times 102/100 \times 100/101 \times 100/111 = 231,000$

◇ 時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正： 方位等 (1.01)

◇ 地域格差： 街路条件 接近条件 環境条件 行政的条件 格差率
 $100/101 \times 100/100 \times 100/110 \times 100/100 = 100/111$

イ 個別格差： (物件1) 共用通路敷 (0.05)
 (物件2) 水路敷を介した行止り路等 (0.90)

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 持 分： (物件1) 登記上の持分割合による。

オ 建 付 減 価： (物件2) 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件3）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ
3	180,000	55.66	0.05	500,000

ウ 現価率

耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して目的建物の現価率を査定するものであるが、目的建物は経済的耐用年数をほぼ満了している。

よって、現価率 0.05 と査定する。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

なお、本件は賃貸を想定することが困難な物件であるので、収益還元法は適用しない。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ (万円未満四捨五入)
2	7,170,000	60%	法定地上権	4,300,000

イ 土地利用権等割合： 物件2土地に係る土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を60%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (万円未満四捨五入) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	80,000	0		55%	70%	30,000
2	7,170,000	-4,300,000		55%	70%	1,100,000
3	500,000	+4,300,000	100%	55%	70%	1,850,000
一 括 価 格 (合計)						2,980,000

ウ 占有減価修正： 修正の必要がない。

エ 市場性修正： 連棟の中間棟であり建替えの困難性等を考慮した。

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格等 地価公示標準地 (京都左京-27)

所 在 : 京都府京都市左京区一乗寺中ノ田町81番

価 格 : 254,000 円/㎡

位 置 : 叡山電鉄叡山本線「一乗寺」駅の南東方、道路距離約 500 m

価 格 時 点 : 令和7年1月1日

地 積 : 103 ㎡

供給処理施設 : 水道、ガス、下水あり

接 面 街 路 : 西方 6 m 市道

用 途 指 定 等 : 第1種低層住居専用地域 (建蔽率 50 %、容積率 80 %)

地 域 の 概 要 : 中小規模一般住宅の中に空地等もある住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和 7 年度)

物件1(土地): 非課税

物件2(土地): 3,377,600 円

物件3(建物): 410,200 円

第7 付属資料の表示

1 目的物件の位置図

2 付 近 地 図

仮 名 一 覧 表

以上

物 件 目 録

1 所 在 京都市左京区一乗寺宮ノ東町

地 番 38番9

地 目 宅地

地 積 45.49平方メートル

共有者 A 持分7分の1

2 所 在 京都市左京区一乗寺宮ノ東町

地 番 38番11

地 目 宅地

地 積 38.33平方メートル

所有者 A

3 (一棟の建物の表示)

所 在 京都市左京区一乗寺宮ノ東町 38番地10、38番地11、38番地12、38番地13、38番地14、38番地15、38番地16

構 造 軽量鉄骨造スレート葺2階建

床 面 積 1階 165.04平方メートル
2階 153.70平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 宮ノ東町 38番11

種 類 居宅

構 造 軽量鉄骨造スレート葺2階建

床 面 積 1階 23.80平方メートル

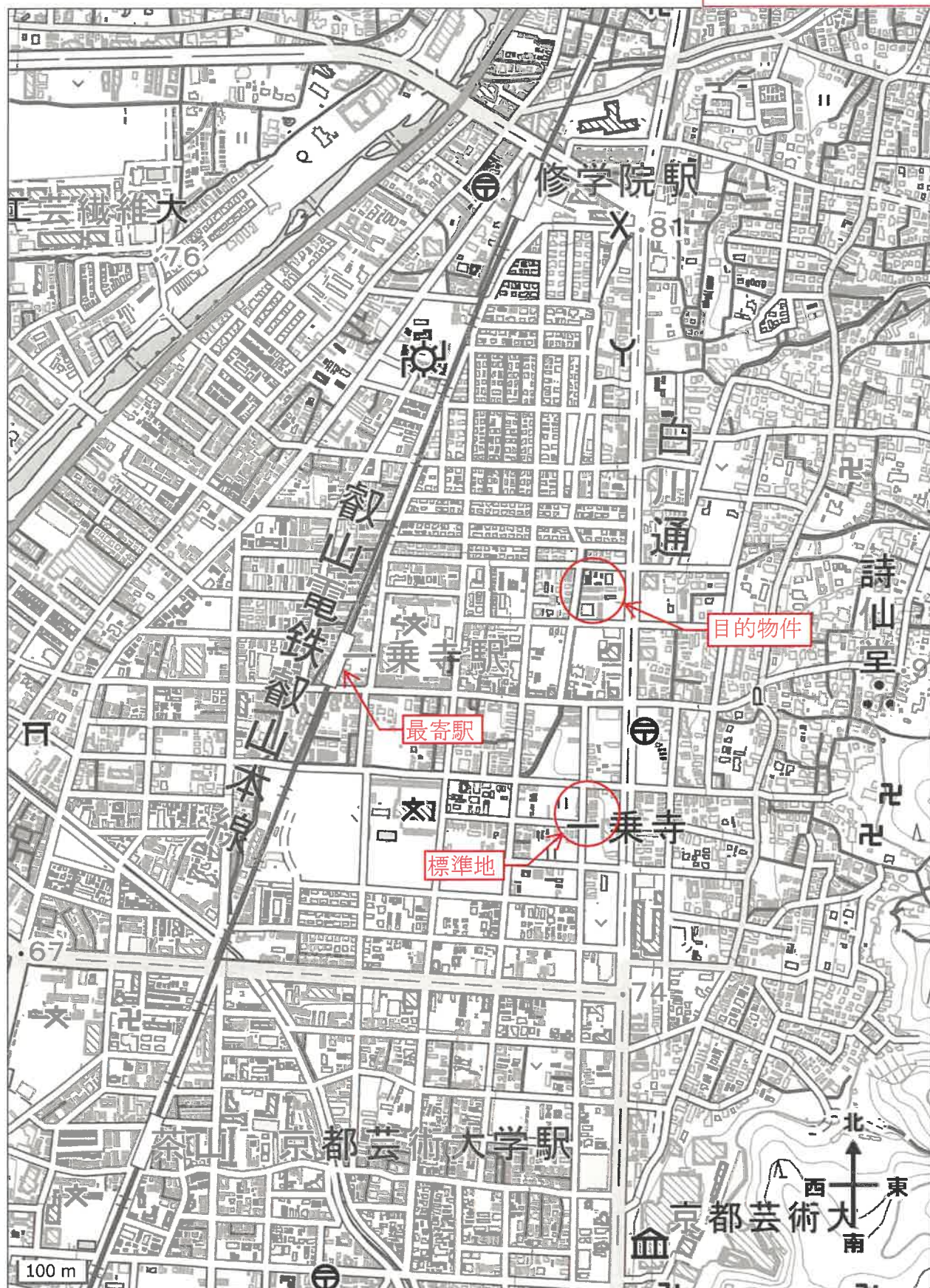


物 件 目 録

2階 22.36平方メートル

所有者 A







出展: 地理院タイル(淡色地図)を加工して利用